

# 監獄内における福祉的活動はなぜ生まれたのか —「近代化」と北海道における福祉についての試論—

名寄市立大学 江連 崇

## 1. はじめに

近代北海道の歴史を辿るとキリスト者の活動に出会う。特に原胤昭や留岡幸助など監獄内で教誨師として活動したキリスト教者たちは社会福祉史を学ぶ上では避けては通れないだろう。

今日に至るまで社会福祉史研究の中で、北海道で実践を展開したキリスト者については多くの蓄積がある。例えば室田保夫の『留岡幸助の研究』(1998)、二井仁美の『留岡幸助と家庭学校』(2010)、片岡優子の『原胤昭の研究』(2011)である。これらは丹念な資料調査に基づき留岡や原がどのような思想をもち、実践していたのかを明らかにしたものである。これら人物史としての研究は社会福祉史研究において大きな貢献がある。

では、なぜ監獄内においてキリスト者の福祉的活動が行われるようになったのか。社会福祉を社会科学ととらえるのであれば個人の経験や思想のみではなく我々は社会的な要因にも目を向ける必要もあるだろう。一個人の意思だけではなく、彼らが福祉的活動に行きついた背景には社会環境が大きく関わっているのではないか。本稿では、日本における明治10年代、北海道における監獄(集治監)事情や行刑思想、社会背景を考察し「なぜ福祉的活動が行われるに至ったのか」その一要因を探究したい。

## 2. 北海道における囚人労働の実態とは

北海道の集治監設立は明治1863(明治2)年に開拓使が設置されて以降、設置議論が官僚内でもおこり、近代化を推し進める国家の考えもあり急速にすすんでいく。そこには自由民権運動家の内地からの排除や北海道人口増加、資源の確保など様々な政府の思惑が絡み合っていた。その結果として非人道的な外役(硫黄採掘労働や幹線道路工事など)が行われてきた。

明治国家にとって欧米諸国に追いつくため「近代化」は急務であった。それは学校や交通網の整備、近代法制の制定や、重工業施設の建設など急速なスピードで進んでいくことになる。もちろんこれらを設立、整備していくためには安定した財源も必要となるため、政府は1873(明治6)年に租税制度改革である地租改正が行われた。国家の近代化、その矛先は未開の地であった北海道へも向けられる事になる。北海道の豊富な天然資源の確保や国民の定住地域の拡大、ロシアの南下を睨んだ北方の整備など様々な思惑があるが、これらを進めていくための基盤整備の役割を当時の政府は囚人(監獄)に任せようと考えていたのである。

明治10年代後半から、北海道には集治監とよばれる徒刑・流刑、終身刑囚や、10年以上の重罪犯を収容する施設が作られていった。分監を含め5つあった集治監(樺戸、空知、釧路、十勝、網走)では多くの囚人が収監され、現在も多くの道民に使われている幹線道路開削、鉱山開発、農地開墾が囚人の手によって行われていく。その環境は劣悪なもので、

1970年代から盛り上がりを見せる民衆史運動なども研究調査対象となっていた<sup>1</sup>。特に著名な研究者として小池喜孝が挙げられる。小池は1973年に刊行された『鎖塚』のなかで、丹念な聞き取り調査、フィールドワーク、文献調査からその実態を明らかにしていく。また近代北海道史研究の第一人者である桑原真人は著書『近代北海道史研究序説』の中で「『集治監』社会の存在は経済的のみならず精神的な面でも北海道の内国植民地的性格を強める上で大きな役割を果たしていた」と「北海道開拓」の中で監獄、囚人が如何に「活用」されてきたのかを言及している（桑原 1982:179）。小池、桑原以外にも郷土史家や市町村史によってこれまで北海道の囚人労働について明らかにされてきた。ここでは、それら先行研究を踏まえて囚人労働の実態がどのようなものであったかを見ていきたい。

北海道における集治監の設置については、まず明治1881（明治14）年8月に石狩国樺戸郡に樺戸集治監が開設され、翌1889年に空知集治監が石狩国空知郡に、1885（明治18）年9月に釧路集治監が釧路国川上郡に設立された。そして1890（明治23）年4月に釧路集治監が北見国網走郡に網走囚徒外役所（のちの北海道集治監網走分監）が、1895（明治28）年3月に十勝郡河西郡に十勝分監が設立された。集治監の基本的な労働は敷地外で行われる外役が中心であった。特に耕耘、採鉱、土方、運搬などがあり、空知集治監においてはとくに幌内炭鉱での採鉱、釧路集治監ではアトサヌプリ硫黄山での硫黄採掘、そして樺戸集治監と網走分監については中央道の建設が主な労働となっていた。釧路集治監が置かれた標茶町の町史には囚人たちが行った大規模工事についてまとめられている。以下1966年刊行の『標茶町史考』、1998年刊行『標茶町史』を中心に労働の実態にふれていきたい。

釧路集治監は「東北海道の開拓の中核と位置付けられ、標茶を中心とする釧路・網走間新道の開削に続いて、それと連絡する中央道路（北見道路）の開削を成し遂げ、北海道を縦貫する基幹道路を建設して後続開拓民の招来に寄与」するなど、北海道開拓の中でも重要な道路工事を担った（標茶町史編さん委員会 1998:457）。下記は釧路集治監が行った土木作業の一例である。

- 釧路川疎通（明治20年着工、明治22年竣工）
- 標茶・厚岸間道路（明治21年4月着工、同年11月竣工）
- 標茶・釧路間道路（明治21年4月着工、明治22年1月竣工）
- 硫黄山・網走間道路（明治23年8月着工、同年11月竣工）
- 厚岸・太田屯田兵屋（明治22年1月着工、明治23年5月竣工）
- 網走・上川間中央道路建設（明治24年4月着工、同年12月竣工）
- 大津・伏古間道路（明治25年5月着工、明治27年3月竣工）

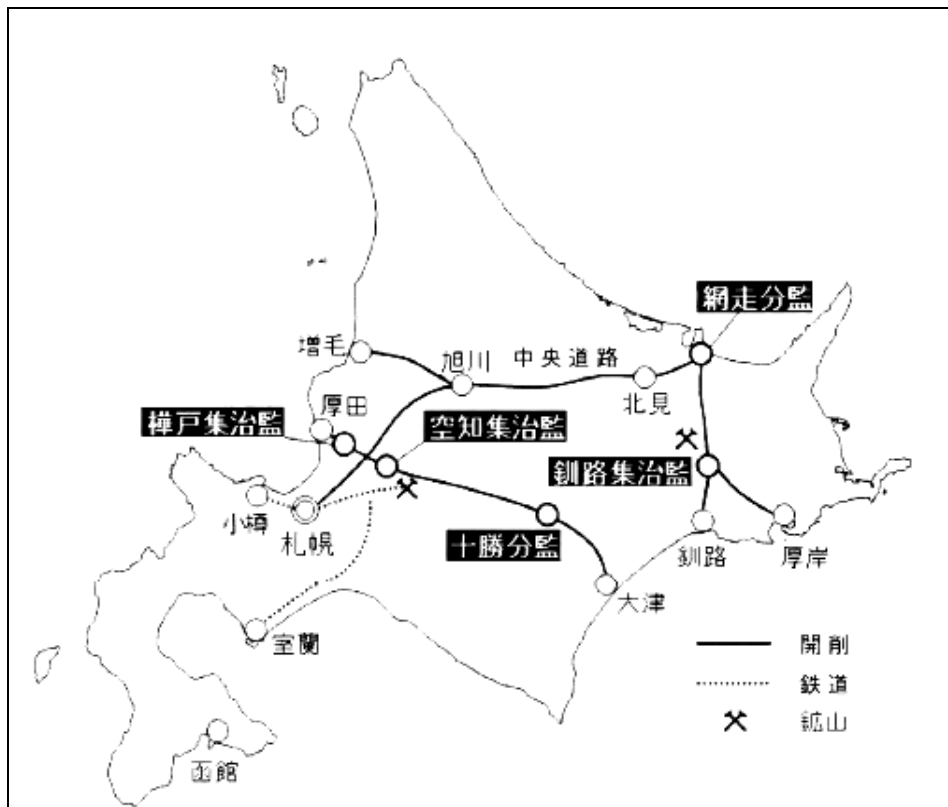
例えば釧路集治監がある標茶町から厚岸町まで、現在では道道14号線が約40キロ、釧路市に至る国道391号線が約50キロの長さがあり、それぞれ1年以内に完成させている

---

<sup>1</sup> 例えば1973年刊行、小池喜孝著の『鎖塚－自由民権と囚人労働の記録』では明治、大正期の囚人労働の記録が掘り起こされており、市民を巻き込んだ民衆史ブームの火付け役となる。その後、全国各地で民衆史運動が盛んにおこなわれることになる。

ところからも労働の過酷さが伺える。また空知集治監の外役で特に過酷で多くの死傷者をだしたものが、アトサヌプリ硫黄山での硫黄採掘作業であった。「硫黄ノ採掘ニ従事セシモノハ、鉦山自体ヨリ噴出スル蒸気ト共ニ、常ニ其付近ニ亜硫酸瓦斯ヲ発生スルコト多キト及硫黄採取ニ際シ粉末竄入ノ刺戟トニ因リ視器ヲ害スルコト頗ブル多ク、出役者ノ過半ハ眼疾ヲ患ヒ、次テ失明ノ不幸ニ陥ル」とあるように硫黄採取に従事させられた囚人は鉦山自体から噴出する蒸気と多量の亜硫酸ガスの発生や採掘の際の粉塵などにより多くの囚人は眼病を患うことになる。例えば 1887（明治 20）年 6 月は「栄養失調による水腫病のため死亡するものが 30 名に達し、患者は 50%にもなり、刑務官まで罹患する」ほどであった（標茶町史編纂委員会 1966:72）。この硫黄山外役については釧路集治監の建設が決定する前から検討されていたものであった。

1884（明治 17）年に現地を調査した報告書には「ビルワとアトサノボリの間集治監被置候はば、五月より十一月の七ヶ月間は農業と抗業に千人の人夫は過分には無之、春冬五ヶ月間はマッチ・麻・蓴麻其他紙等の製造にて相応の仕事可有之被存候。尤も川上郡に七里許の平原有之由伝聞、是等も実地調査候はば或は一層の便利可得の事も可有之哉。（原文ママ）」とも記述されている（標茶町史編さん委員会 1998:459）。



引用：横田勉（2014）「行刑施設とそれが置かれる地域との関係性—北海道での取り組みを例として—」  
博士論文 p 63

1940（昭和 15）年 7 月に現在も更生保護法人として活動している釧路慈徳会が主催し「釧路集治監を偲ぶ座談会」を開催された。この座談会は「東北海道に於ける司法保護事業に健闘している釧路慈徳会（釧路刑務支所内）では郷土開拓の恩人、旧釧路集治監罪囚者の功績を忘れてはならない」として「旧釧路集治監収容死亡者の追善供養会」を実施し

た際に開催されたものである。座談会では釧路集治監で看守として勤務した人物が当時の囚人を取り巻く環境、その労働について語る以下長文になるが引用したい（財団法人刑務協会 1940:70-78）。

「吾々の剣か何かに囚人が少しでも触れるとさあこっぴどくやっつけたものでイツケン（小さな部屋）に入れて土下座をさせ願ひごとをさせたものです。それですから私達には相当の威厳があったものです。剣の傍へなど囚人はびくびくして寄り付かなかったものです。そして当時は囚人たちに文書や凶書は全然禁止して見せてなかったもので、今と比較して見ると当時のやり方はお話しにならない程厳格なものでした。又囚人が死んでも連鎖をつけたまま葬られた者も尠くなく、万一逃げることであればこれを捕へては直ぐタガネでせめたものです。タガネといふのは耳に穴をあけてこれから足へくさりで縛るのですが、如何に悪党とは云へ今になって考えれば可哀想なものでした。それでも彼等は命ずるがままにこの附近一帯の山野を縦横無尽に開拓し道路をこしらへ家屋を建築し川の底さらひをするなどまことに熱心に仕事に従事したものです。」（原文ママ）

「確か私共が内地から渡って来た明治十九年にはあの硫黄山の硫黄を採掘させたもので当時硫黄山は山田慎といふ方の経営であつて、三百五十名程が毎日々々働いていました。賃銀は何でも一人一日十五銭位だったと記憶しています。この硫黄山が山田慎さんから間もなく安田家の経営に移りましたが、すなると、さっき佐々木さん（座談会に参加していた釧路集治監の御用商人の元で働いていた人物）が申されました鉄道が出来てこの鉄道で硫黄を標茶まで運び標茶に製煉所を設けてその精煉作業にも囚人を出しました。硫黄の採掘であります、この作業では彼等囚人は硫黄と土との二つにコツコツ叩いて剥いだものです。勿論硫黄の採掘のためには囚人は泊込んでいたもので普通この宿所を仮監仮監と呼んでいたのですが、その辺の水質が非常に悪いのに亜硫酸ガスが硫黄山から盛んに噴出するので、身体を極度に害して死亡する者も相当ありましたし殊に眼を悪くして仕舞ひには失明してしまつた者も十二三あつたように覚えています。又この硫黄を搬出するには各極を使ったもので、こちらから行く時には米味噌を、帰りには硫黄を積んで標茶の精煉所へ運んだものです。」（原文ママ）（括弧内筆者）

ここで元看守であつた人物が囚人と看守などの職員の関係性について述べている。座談会が開催された1940年からみても明治10年代の釧路集治監においては「お話しにならない程厳格」であつた。囚人が看守のサーベルなどに触れるだけでも「こっぴどくやっつけ」られ、その後、土下座をさせられる。また死亡してもなお足に繋がれた鎖は外されないこともあつたという。そして硫黄山の採掘ではその劣悪な環境により失明者が多数でることになる。これら劣悪な環境は釧路集治監に限つたことではなかつた。幌内炭鉱の外役があつた空知集治監について記述した『三笠市史』（1971年）には「各本監には、それぞれいくつかの外役所があり、外役は、未開の自然条件とも闘つての重労働であつたから、過労と栄養失調に斃れるもの、未開の僻境には衛生医療の手もとどかず伝染病にたおれるものが多いため、脱監、逃亡者があり、捉捕者は斬殺された。これは空知の監獄においても同

じで、ことに空知の採炭と、釧路の硫黄山採掘は、危険な特殊労役が共通していたので、その悲惨相は目を掩うもの」があり、「彼等は、重罪人なるが故に、世人に怖れられ同情は遠ざけられて、肉体の続く限り駆使され、まことに原始労働力を消耗品と化した」とある（三笠市 1971:150）。

このように「未開の地」に送られた囚人の労働、生活環境は悲惨なものであった。ではなぜこのような労働が行われるようになったのか、次節で当時の囚人労働の背景についてみていきたい。

### 3. 集治監設置の背景とは

そもそもなぜこれほどまでに過酷な囚人労働が展開されるようになったのか。この北海道集治監設置の目的は以下の3つを挙げることができる。

- ① 犯罪者を内地から排除して、内地の秩序維持を図る
- ② 囚人の労働力によって未開の地の開拓を図る
- ③ 刑を終えた元囚人たちを北海道にとどめ定住人口の増加を図る

集治監を管轄とする内務省は 1878（明治 11）年に北海道に新監を設けることを稟請したが、太政官の許可を得ることができなかった。そこで翌年、1879（明治 12）年に内務卿の伊藤博文は太政官の三条実美宛に以下の伺書を提出している（重松 1970:122）。

「遣犯ノ地ハ北海道ニ如カズト思料ス。本道ハ天候風土他ノ緒道ノ等宣ニ非ザルモ延袤數百里、尤モ肥沃ノ土壤ナレバ遣犯ノ科シテ之ヲ墾起シ或ハ鉱山ニ役シ、沍寒凝固ノ日ハ当応ノ座作ニ服シ、流囚及ヒ徒刑人ノ如キ各々制規ニ由テ放圜ノ後或ハ耕耘シ或ハ工業ヲ營マシメ、漸次生齒ノ繁殖ヲ期セザル可カラズ。」

まず1つ目の目的「内地からの危険分子の排除」だが、ここでいう「危険分子」は主に自由民権家などが挙げられる。明治国家は欧米列強に追いつくための近代化には多くの資金が必要となっていたが、それは全国各地に建てられた学校や大規模な官営工場の設立、都市整備など多くの財源が必要となるもので、資金確保の矛先は農民にも向けられた。それは地租改正から始まり、明治 10 年代になると松方正義によるデフレ政策が行われ、農村は深刻な不況へと追い込まれていく。「明治専制政府に対し、人民の自由と権利の確立を要求する、わが国最初の民主主義運動＝自由民権運動は、明治 10 年代に全国的規模にひろがり、巨大な革命的高揚を示す」ようになっていく（小池 1973:18）。そして明治 17 年 5 月の群馬事件、9 月の加波山事件、11 月の秩父事件というように全国で民衆闘争が行われていった。これらにより逮捕者が続出し、国内の監獄は収容過剰に陥っていたため、これら「危険分子」を収容する施設が必要になっていたことも1つの要因であった。

また2つ目の目的である「囚人の労働力によって未開の地の開拓」を進めることについてだが、その背景にはロシアの南下に備えた「北の防波堤」をつくることや、先述したような鉱石や硫黄などの豊富な資源の確保、またそれらを運搬するために必要な交通網の設置などがあげられる。

3つ目の「刑を終えた元囚人たちを北海道にとどめ定住人口の増加を図る」については、当初の政府の思惑としては、まだ人口が少なかった北海道において「更生」が済んだ元囚人たちを北海道に永住させることによってその人口の増加を目的としたものであった。しかし釈放者を定住させるというこの方針は拓殖を阻害させるとの理由でのちに廃止され1894（明治 27）年以降は満期釈放者を内地へ送還することにあらためられることになる（標茶町史編さん委員会 1998:451）。

さて、こうした北海道に集治監を設置しようとする政府の動きは明治 10 年代初期に活発になるが、開拓使廃止後に設置された三県の開拓行政を 1885（明治 18）年に調査した、当時、太政官大書記官兼参事院議員補、元老院大書記官制度取調局御用掛であった金子堅太郎が 1885（明治 18）年 7 月下旬から約 70 日間の日程で行った北海道調査の記録を『北海道三県巡視調査復命書』に記録している。そこでは、

「此等困難ノ役ニ充ルニ通常ノ工夫ヲ用キバ、一ハ其勞役ニ堪ヘザルト、一ハ賃錢ノ割合非常ニ高キトノ情況アルガ故ニ、札幌及ビ、根室ニ県下ニ在ル、集治監ノ囚徒ヲシテ、之レニ従事セシメントス。彼等ハ、固ヨリ暴戾ノ悪徒ナレバ、其苦役ニ堪ヘズ、斃死スルモ、尋常ノ工夫ガ、妻子ヲ遺シテ骨ヲ山野ニ埋ムルノ慘状ト異ナリ、又今日ノ如ク、重罪犯人多クシテ、徒ラニ国庫支出ノ監獄費ヲ増加スルノ際ナレバ、囚徒ヲシテ、是等必要ノ工事ニ服従セシメ、若シ之ニ堪ヘズ斃レ死シテ、其人員ヲ減少スルハ、監獄費支出ノ困難ヲ告グル、今日ニ於テ、万已ムヲ得ザル攻略ナリ。」（北海道 1936:618）

と記述されている。つまり一般の工夫によって開拓をすすめることにより低賃金での労働力の確保と囚人を作業にあてることによって斃死したとしても監獄費を抑えることが可能になることが述べられている。「斃死スルモ、尋常ノ工夫ガ、妻子ヲ遺シテ骨ヲ山野ニ埋ムルノ慘状ト異ナリ」というように囚人と一般工夫について大きな区別をしている。このような北海道の開拓に囚人をあてるべきという考えは金子に限らず当時の多くの知識人等も述べている。また当時内務卿であった山縣有朋の「苦役本分論」は当時の囚人に対する政府内の認識を表している。

「近年罪囚洵リニ其教ヲ増シ、監獄ノ事務亦随テ益々繁冗ヲ加フ、惟フニ罪囚ノ此ノ如ク倍蓰スルモノ、其由テ来ル所一ニ止マラズトモ雖モ、抑亦監獄待囚ノ方、各地未ダ一定ノ主義ニ抛ラズ、寛嚴其宜シキヲ失スルニ因ラザルナキヲ得ンヤ、抑監獄ノ目的ハ懲戒ニアリ、教誨訓導以テ防遏遷善ノ道ニ誘フベキコト素ヨリ司獄ノ務ムベキ所ナリト雖モ、懲戒驅役堪ヘ難キノ労苦ヲ与ヘ、罪囚ヲシテ囚獄ノ畏ルベキヲ知り、再ビ罪ヲ犯スノ悪念ヲ断タシムルモノ、是レ監獄本分ノ主義ナリトス。

然ルニ本分ノ主義ヲ後ニシテ専ラ教誨訓導ノ方法ニ倚ルモノアリ、或ハ工役ノ利潤ヲ主トシ、専ラ作業製造ニ従事セシムルモノアリ、其罪囚ヲ待ツ概ネ墾到優寛、是ヲ以テ獄ニ入ルモノ住々拾モ其ノ家ニ帰スルガ如ク、甚シキニ至ツテハ獄ニ入ルヲ望ミテ故ラニ罪ヲ犯スモノアリ。自今司獄官タルモノヲシテ、宜ク懲戒主義ニ基キ、監獄ノ効果ヲ空シクセシムルナキヲ努メシムベシ」（重松 1970:176）

山縣は監獄の第一の目的として「懲戒」があるところでは述べている。その中でも囚人に対して精神的・倫理的な教化活動として捉えられている教誨は司獄の務めとはしているものの、「労苦を与」えることにより「悪念ヲ断たむしむる」ものとして、これは監獄の本分と主張している。このように当時の政府や一部の知識人たちが監獄（集治監）を囚人に苦痛を与える場所として考え、また同時に囚人たちを利用できるのであれば、国益の為に「活用」を考えることは、めずらしいことではなかった。

#### 4. 監獄則—理念としての行刑の近代化—

上述したように囚人の過酷な労働には政府による囚人の「国益の為の活用」が背景にあったが、ここで当時の獄則、また監獄の理念は如何なるものであったのかみていく必要がある。金子や山縣らによる非人道的な懲戒を政府は容認、主張していたが、1872（明治5）年に制定された監獄則には監獄の位置づけについて以下の様に示されている。

「獄トハ何ゾ、罪人を禁鎖シテ之ヲ懲戒セシムル所以ナリ。獄ハ人ヲ仁愛スル所以ニシテ、人ヲ残虐スルモノニ非ズ。人ヲ懲戒スル所以ニシテ人ヲ苦痛スルモノニアラズ。刑ヲ用ルハ己ヲ得ザルニ出ズ。国ノ為メニ害ヲ除ク所ナリ。獄司鉄ヲ此意ヲ体シ、罪囚ヲ遇ス可シ」（内閣記録局編 1980:62）

監獄則では監獄を囚徒を残虐する所ではなく仁愛する場所と唱っており、人権尊重の考えが伺える。監獄学の権威である小河滋次郎は「残虐苦痛ヲ剔除シテ専ラ仁愛懲戒ノ道ニ因ル即チ所謂改良主義ヲ採ルノ意向ハ此ヲ以テ炳然タリ実ニ突進的大改良ヲ加ヘタルモノト謂ハサルヲ得ス」としてそれを評価している（小河 1894:56）。明治期の監獄法について研究をしている姫島瑞穂は、「行刑における囚人の改善を主体とした近代的処遇を推進するためには、①施設の物的設備の充実と②社会復帰の主体となるべき被収容者である囚人の質的向上と改善意欲の喚起を図ることが前提条件となる。『監獄則』は、監獄が『設備改善』、『矯正処遇』を実現する矯正施設として機能する」ための規定をもっていたとしている（姫島 2011:36）。この監獄則ができた明治初期においては国家としてもいち早く欧米諸国に追いつくことを目標としており、西洋風の法の整備も急務であった。

しかし、この1872（明治5）年に制定された監獄則の緒言で謳われているそれと、実際は大きな違いがあった。1876（明治9）年に獄舎環境や囚人への処遇状況をまとめ、環境改善を訴えた「獄舎報告書」を寺島外務卿と大久保内務卿へ提出し、監獄改良に尽力した医師 J.C.ベリーがみた監獄は「その頃我が国に伝えられていた行刑思想にしても、膺懲主義を脱していないもので、監獄は即ち牢獄であって、ただ彼等囚人を幽閉し、苦痛を与え、以てその罪悪に対する応報たらしむる場所」であった（大久保 1929:12）。ベリーは神戸監獄を視察し、監獄の門をでる時に見た光景に衝撃を受ける。

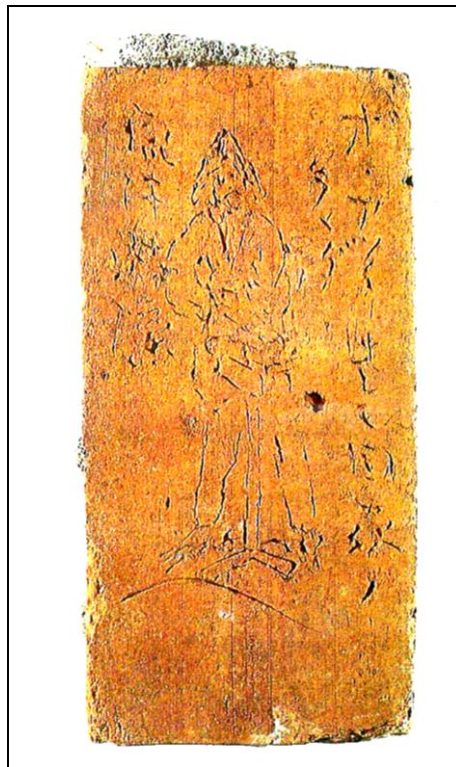
「ふと私の眼に映じたのは、其の当時獄則を破った一人の囚人が、今や刑罰を受けるところでございました。其の囚人は俯向けに地上へ横へられ、その両手を広げ、地上に打込んである杭に手首がしっかりと結びつけてあるのでございます。而して其の囚人の足も同

じように両方に開かれ、後にある杭にその両足がしっかりと結び付けられているのでございます。…（中略）…やがて彼れ（獄吏）は其の囚人の先づ左側の方に立ち、其の竹の笞を振上げて囚人の股、又は臂部の柔かい部分を目掛けてヒシヒシと打ち下ろしたのでございます。凡そ幾回程打たれたか覚えておりませんが、凡そ二十五回若くは三十回ほど打たれたらうとおもいます。見ていると、最初その笞を受けた肉は赤くはって来ました。それから更らにみていると、その肉はピリピリと震えて来る。見る見る中に段々腫れ上がり、最後に其の部分が紫色に変ずると云う工合で実に眼も当てられないような悲惨な光景でございました。」（大久保 1929:77）

このような光景を目の当たりにしたベリーは大坂・兵庫・京都などの監獄を視察し「獄舎報告書」を完成させ監獄改良を進めていく。このベリーの活動は明治5年監獄則の不備を指摘し、1881（明治14）年第一回改正監獄則へ繋がっていくのである。

しかし1881年（明治14）年に制定された第一回改正監獄則においては明治5年監獄則にあった「諸言」の条項が削られており、実務的官吏の小野田元熙の理論が強く影響し、その基本方針は「監獄の安全管理、厳格な囚人隔離を主眼」としたもので「監獄内における保安維持あるいは囚人に対する強制的規律の確保」であった（姫嶋 2011:291）。もちろん北海道に集治監が建設されていく1881（明治14）8月以降の労働にはこの明治5年監獄則にあるような「仁愛」や「囚人の教化」に関する考えは見受けられない。また北海道においては特に囚人個人に焦点をあてた「感化」でもなく、北海道開拓を目的とした「国益の為の労働」となっていたのである。

ここに1つの煉瓦がある。われわれはこの煉瓦から当時の囚人労働認識を考えることが出来るだろう。



北海道開拓記念館（1898）「北海道開拓記念館特別展 囚人—開拓と囚人労働—」 3 p より引用



これは札幌にある北海道開拓記念館（現・北海道博物館）で1989年に開催された「北海道開拓記念館特別展第36回」で展示された北海道集治監で作られたものである。この企画展では囚人労働による開拓がどのように行われていたのか、囚人労働後の「監獄部屋」による労働などについても展示がなされたもので、開拓の足跡を辿ることができる。

この煉瓦には表面に絵と文章が書かれている。煉瓦の中央には作業着を着た囚人らしき人物が作業をしている。またその右側に「オゝアツイコレモ国家ノタメダ」左側に「流汗淋漓」と刻字されている。この作業は解説によるとレンガ生地の仕上げ作業中の絵だという。

注目すべきは「コレモ国家ノタメダ」の一文であろう。この煉瓦に絵と文章を彫ったのが囚人かそれとも職員かは確認することは困難であるが、仮に囚人が彫ったものだとすれば、囚人は、これら作業を「自身の感化の為」ではなく「国家の国益の為」の作業と捉えていたことになる。つまりこれらの労働は囚人自身の再社会的労働ではなく、懲戒的意味合いと同時に奉仕の意味合いを含む労働であり、「国家に対する犯罪の償いとして国家への奉仕」ということになる。

## 5. 考察 一法制度の「近代化」と国内植民地化としての「近代化」

北海道集治監の劣悪な獄内環境を目の当たりにした原胤昭や留岡幸助らキリスト教者たちは、それまで平然と行われてきた非人道的な扱いを改善し、個別に囚人を捉え近代行刑の原則でもある「改過遷善」を行おうと運動を展開していく。それまで行われてきた囚人たちを講堂に集め壇上から教誨を行う「総囚教誨」だけではなく、個々の部屋に赴き1人の囚人と向き合う個人教誨は、福祉におけるケースワークに類似するものでもあった(片岡 2011:108)。

刑罰の歴史的変遷については①「応報」②「威嚇抑止」③「無害化」④「再社会化」と変遷してきたが、教誨は④の再社会化の為の教化活動の一部である(徳岡 2006:17)。この刑罰の歴史的変遷については、日本においても明治初期に④再社会化理念による西洋監獄思想を流入しようと試み、1872(明治5)年監獄則の施行に至った。小原の言う「遷善の道を講ぜしむる(徳岡 2006:37)」教誨師は、再社会化の重要な担い手となっていた。

先述したように早急に近代化を図りたい明治政府にとって法の整備は一大プロジェクトであった。行刑に関しても国際的にみて遜色ない法を整備することは「野蛮から文明」へと国際的評価を変えるための1つの条件でもあった。「仁愛」という言葉に象徴されるように、明治5年監獄則理念は、それまで展開されてきた「応報」や「威嚇抑止」的な行刑から、西洋で主流となっていた「再社会化」へと囚人を向かわす近代的なものとなっていた。しかし監獄則設立に関わった小原などの一部の法律関係者と金子や山縣では監獄や囚人に対する考えに相違があったことは明らかであろう<sup>2</sup>。つまり金子の「北海道三縣巡視復

---

<sup>2</sup> ただし金子堅太郎については北海道視察の後、司法大臣、また日本法律学校の初代校長となり法学界において一定の評価を受けており、高瀬暢彦の「明治期行刑思想と囚人外役―北海道開発と金子堅太郎」『日本法学第19巻4号』において「北海道三縣巡視復命書」について金子の意思がどれほど反映しているか、またその政治性などもあらためて検証されている。

命書」や山形の「苦役本分論」について刑罰思想に当てはめると①「応報」や③「無害化」に重きを置いており、④の「再社会化」の意識は感じられない。ここに「国策としての監獄利用」と「理念としての獄則」の差異が明らかである。

しかしここで注目すべき点は金子や山縣らの主張についても、国家の「近代化」を目指した結果であったことである。政府は囚人労働をアトサヌプリ硫黄山や幌内炭鉱での採掘やそれを運搬するための道路建設など近代国家設立を進めるために必要な資源の開発を大きな目的としており、集治監の設置、運営は結果的に「近代化」を進めるための手段として捉えることが可能であろう。

「法制度の近代化」と「北海道における囚人による開発」は近代国家成立の為に必要なものであったが、囚人にたいしての考えは対極に位置するものとなっており、この2つの「近代化へ向けた歩み」の矛盾の産物としてそして原、留岡らによる「福祉的活動」が監獄内で誕生、展開していくことになる。

本稿では試論的に監獄内における福祉的活動の展開を明治初期における近代化政策と結び付けて論じた。しかし対象資料選定や解釈について不十分な点がまだ多いと筆者自身も自覚しており、今後さらなる検討を重ねていきたい。

## 参考文献

- 横山勉（2014）「行刑施設とそれが置かれる地域との関係性：北海道での取り組みを例として」博士論文 北海道大学
- 桑原真人（1982）『近代北海道史研究序説』北海道大学図書刊行会
- 刑務協会編（1973）「囚徒嚴重懲戒の件」『行刑史稿 第三版 下』
- 財団法人刑務協会（1940）『刑政』第53巻第10号
- 三笠市（1971）『三笠市史』三笠市役所
- 室田保夫（1998）『留岡幸助の研究』不二出版
- 室田保夫（2011）「近代日本の社会事業雑誌：『教誨叢書』」『関西学院大学人権研究』第15号
- 重松一義（1970）『北海道行刑史』図譜出版
- 小河滋次郎（1894）『監獄学』警察監獄学会東京支会
- 小河滋次郎（1989）『監獄学』五山堂書店
- 小池喜孝（1973）『鎖塚－自由民権と囚人労働の記録』現代史資料センター出版会
- 大久保利武編（1929）『日本に於けるベリー翁』東京保護会
- 徳岡秀雄（2006）『宗教教誨と浄土真宗－その歴史と現代への視座』本願寺出版
- 徳岡秀雄（2006）『宗教教誨と浄土真宗－その歴史と現代への視座』本願寺出版
- 内閣記録局編（1980）『法規分類大全・治罪門（2）』原書房
- 二井仁美（2010）『留岡幸助と家庭学校－近代日本感化教育史序説』不二出版
- 姫嶋瑞穂（2011）『明治監獄法成立史の研究－欧州監獄制度の導入と条約改正』成文堂
- 標茶町史編さん委員会（1998）『標茶町史』通史編第一巻 標茶町
- 標茶町史編纂委員会（1966）『標茶町史考』前篇 標茶町
- 片岡優子（2011）『原胤昭の研究－生涯と事業－』関西学院大学出版会

片岡優子（2011）『原胤昭の研究－生涯と事業』関西学院大学出版会

北海道（1936）『新撰北海道史』第6巻 北海道

北海道開拓記念館編（1989）『北海道開拓記念館特別展第36回 集治監－開拓と囚人労働－』北海道開拓記念館